

株式会社阿波自動車学校〔令和7年1月17日指定申請事案〕

◆「指定研修施設」の名称等

施設の名称： 株式会社阿波自動車学校
住 所： 徳島県阿波市阿波町東条180番地
代表者氏名： 代表取締役 酒井 一誠

◆指定申請に係る「研修課程」の名称等

- 特別研修(一般ドライバー):3日間
- 特別研修(初任ドライバー):3日間
- 一般研修(一般ドライバー):2日間
- 一般研修(初任ドライバー):2日間

◆指定基準への適合状況

本申請に係る研修施設は、会員事業者が設置するものであり、徳島県公安委員会から平成15年6月10日付で道路交通法第108条の32の2第1項の規定による「運転免許取得者教育」につき認定を受けている。

また、国土交通大臣から令和5年12月27日付で貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条の規定による「運行管理者講習」について認定を受けるとともに、令和6年2月29日付に同第12条の2、第12条の3の規定による「適性診断」についても認定を受けている。

よって、全ト協が定める指定基準(平成12年6月制定・令和2年2月最終改正)に適合しているものと認められる。

コース写真



車両写真

